

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十六号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。
統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。
別表第二の九の項を削る。

附則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

総務大臣 松本 剛明
内閣総理大臣 岸田 文雄